

地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）（以下「規則」という。）及び医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第239号）に規定するもののほか、この交付要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始までの間に、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要かつ実効的な施策を講じる必要がある、特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組として、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていくことを目的とする。

(事業の実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、三重県内の医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所とする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金は、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める第1号に掲げる医療機関が行う第2号の事業を対象とする。

(1) 対象医療機関

次のいずれかを満たす医療機関であって第6条の交付要件を満たすもの。

ただし、診療報酬により令和2年度改定で新設された地域医療体制確保加算を取得している場合は対象としない。

- ① 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件以上2000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
- ② 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
 - ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関

イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関

③ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関

ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合

イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合

④ その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

※①及び②の救急医療に係る実績は、1月から12月までの1年間における実績とする。

※医療提供に関する実績について、緊急事態宣言期間の実績を控除し、同等の期間を遡及して実績を求めることなど、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を踏まえた診療報酬の臨時的な取扱いに準じる。

(注) 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その26)(令和2年8月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡)等

(2) 対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取組として、第6条第3号における医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業。

(補助対象経費)

第5条 前条第2号に定めた総合的な取組に要する経費に対して補助を行う。

※診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。

(交付要件)

第6条 次の各号のいずれをも満たすこと。

(1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

- (2) 月の時間外・休日労働が 80 時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第 36 条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36 協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えた 36 協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。

※他の医療機関へ医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間がやむを得ず長時間となる医療機関については、(2) の要件は適用しない。

(3) 2024 年までに

- ・ (B) 水準指定を予定している医療機関（(B) 水準医療機関に求められる医療機能を満たす医療機関に限る。）については、(B) 水準対象業務に従事する医師については、年の時間外・休日労働時間が 1860 時間以下、それ以外の医師については年の時間外・休日労働時間が 960 時間以下
- ・ 前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が 960 時間以下

となるよう次の①・②に留意し、当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

- ① 現状の勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組内容と目標達成年次等を含めた恒久的な勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。
- ② 計画の作成に当たっては、次に掲げるア～キの項目を踏まえ検討した上で、必要な事項を記載すること。

ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容（例えば、初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導など）

イ 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施

ウ 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）

エ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮

- オ 当直翌日の業務内容に対する配慮
 - カ 交替勤務制・複数主治医制の実施
 - キ 育児・介護休業法第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用
- (4) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

(交付額の算定方法等)

第 7 条 補助金の交付額は、次の各号の定めるところにより算出された額とする。

- (1) 当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床数（療養病床除く。第 4 条第 1 号③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は同報告と同時点での精神科病床の稼働病床数とする。）1 床当たり、1 3 3 千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、第 5 条の経費に対して 4 分の 3 を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を助成額とする。
ただし、報告している病床数が 20 床未満の場合は、20 床として算定する。
- (2) 前号で算出された額に 1,000 円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

※2021 年度限りの措置として、前年度に本補助金の交付を受けていない医療機関に限り、1 床当たりの標準単価を 2 6 6 千円とする。

(交付の条件)

第 8 条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- 1 補助金の交付を受けた者は、交付の決定を受けた日から 15 日以内に交付申請取下届（第 9 号様式）を提出することにより、申請の取り下げをすることができる。
- 2 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。なお、軽微な変更とは、交付額の 30 パーセント未満の減額とする。）する場合
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 4 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

- 5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- 6 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、第10号様式により速やかに知事に報告しなければならない。
なお、知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 7 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。
- 8 暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けた時は、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。
- 9 補助事業者等は、知事から補助事業の遂行状況の報告やその他の資料の提出を求められたときは、規則第10条の規定により、状況報告を求めた日から30日を経過した日までに、当該補助事業の状況報告書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。
- 10 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- 11 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 12 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 13 上記各号に掲げる事項以外のことについては、その都度知事の承認を受けるものとする。

（申請手続）

第9条 この補助金の交付申請は、交付申請書（第1号様式）1部を毎年度別に知事が指定する日までに知事に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

第10条 この補助金の交付決定後の事情の変更（軽微な変更を除く。）により、

補助金の変更交付を申請しようとする場合には、変更交付申請書（第8号様式）1部を知事に提出して行うものとする。

（補助金の交付対象期間）

第11条 補助金の交付対象期間は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

（実績報告）

第12条 この補助金の事業実績報告は、事業完了後1か月以内（第8条第2項第2号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受けた日から1か月以内）または翌年度4月7日のいずれか早い日までに、実績報告書（第5号様式）1部を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 補助金の支払いは、交付すべき補助金の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払いをすることができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、請求書を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第14条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

附 則

1 この要領は、令和3年3月23日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要領は、令和4年8月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。